

# 兵庫県・神戸市・姫路市・尼崎市・明石市・西宮市の 令和8年度 事業方針

## [尼崎市]

### 1 排出事業者に対する指導

排出事業者責任、資源化再利用及び届出、報告等の義務について周知し、指導を強化することにより、適正処理を推進する。

#### (1) 適正処理指導

処理施設を設置している事業者や産業廃棄物を排出する事業者等に対し、適宜立入検査等を行い状況に応じ適正処理の指導を行う。

#### (2) 多量廃棄物排出事業者の減量・適正処理指導

廃棄物を多量に発生させる事業者に対し、処理計画の策定及び処理状況の報告を求めるなど発生抑制及び適正処理の指導を行う。

#### (3) 許可制度の周知徹底

産業廃棄物処理施設の設置許可制度について事業所に対する周知徹底を図るとともに手続等についての指導を行う。

### 2 産業廃棄物処理業者等に対する指導

産業廃棄物の処理に関して重要な役割を担っている産業廃棄物処理業者等に対し、処理基準の遵守、各種届出、報告等の適正な履行について指導する。

#### (1) 適正処理指導

適宜立入検査等を行い、処理基準及び保管基準等の遵守状況を確認し、適正処理に係る指導を行う。

#### (2) 許可制度等の周知徹底

産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設などの許可、自動車リサイクル法に基づく登録及び許可にあたっては、引き続き厳正な審査を行い、適正な処理を確保する。

#### (3) 研修会の開催

廃棄物処理法の基礎や法律改正に係る情報及び廃棄物処理に関する現状等について学ぶ研修会を開催することにより、廃棄物処理に係る知識のより一層の普及を図り、適正処理を推進する。

### 3 PCB廃棄物等の期限内処理に係る指導啓発

低濃度PCB廃棄物の処理期限が令和9年3月末であることから、期限内処理の周知並びに排出事業者に対する指導及び処理に向けたサポートを行い、低濃度PCB廃棄物の期限内処理を目指す。

### 4 不適正処理防止対策

不法投棄及び野焼き等の不適正処理防止のため、随時パトロールを行い、環境汚染の未然防止に向け、法令順守の周知徹底を図る。

## 5 DXの推進

引き続き、産業廃棄物に係る届出のオンライン化を進めると共に電子マニフェストの利用を段階的に促進する。

[尼崎市経済環境局環境部産業廃棄物対策担当]